

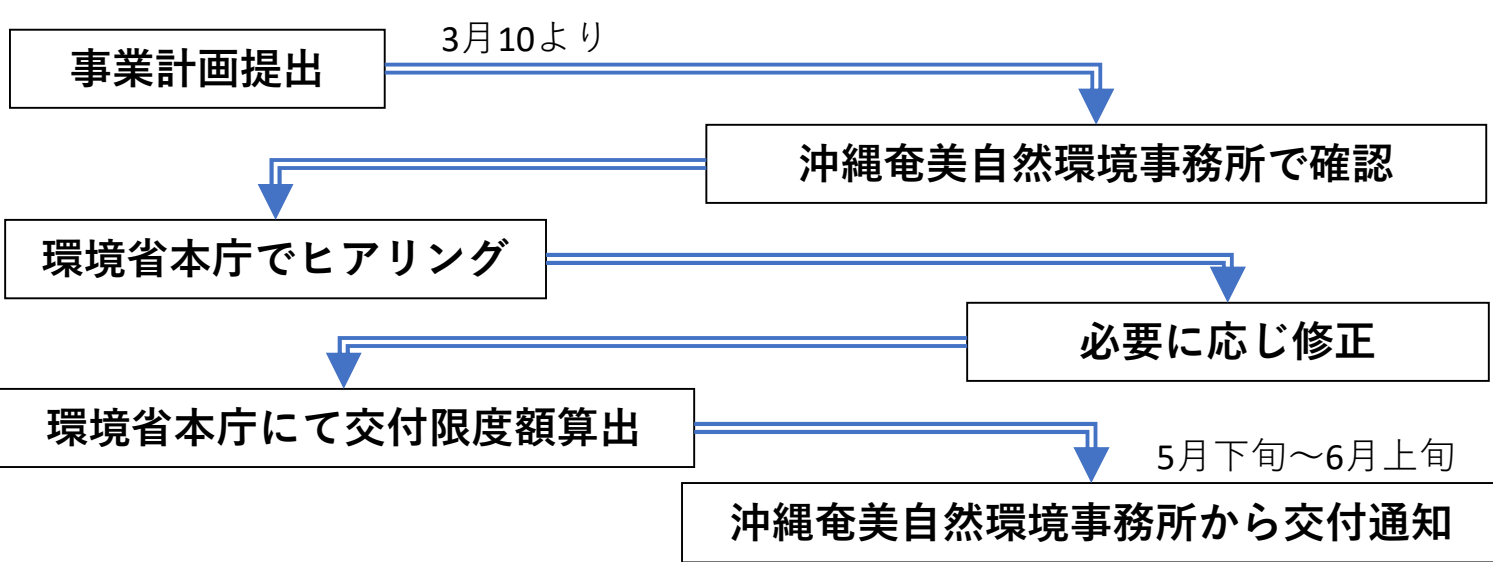
重点対策加速化事業イメージ例（太陽光発電必須）

太陽光発電：沖縄県と那覇市は1MW、その他市町村は500KW以上設置必須



詳しくは、環境省HPより脱炭素先行地域の概要を参考下さい。

V. 選定プロセスフロー



環境省 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 （重点対策加速化事業）

令和7年度本予算額385億円 令和6年度補正365億円

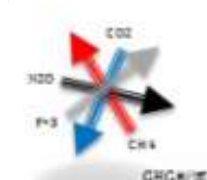
実施期間：令和4年度～令和12年度

脱炭素先行地域募集

募集期間 令和7年3月10日～3月18日



【おきなわSDGsパートナー登録】



【ZEBプランナー】
一般社団法人沖縄CO2削減推進協議会

HP: www.nonrisk.co.jp/

〒900-0037 沖縄県那覇市辻3-1-40
TEL (098) 988-6301 FAX (098) 988-6302

I. 重点対策加速化事業（5年程度以内）※1計画当り沖縄県15億円、那覇市12億円、その他10億円

2030年度温室効果ガス排出削減目標及び2050年カーボンニュートラルの達成に向けては、脱炭素先行地域だけでなく、全国各地で、地方公共団体・企業・住民が主体となって、排出削減の取組を進めることが必要です。

「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」では、地域のニーズ・創意工夫を踏まえて、全国津々浦々で取り組むことが望ましい「重点対策」を複合的に組み合わせた複数年にわたる意欲的な計画を加速的に実施する取組に対して支援を行っています。

II. 事業要件

- ① エネルギー起源二酸化炭素排出削減に効果があるものであること。
- ② 各種法令等に遵守した設備で、商用化され導入実績が有ること。
- ③ 整備する設備は商用化され導入実績が有ること。
- ④ 事業全体の費用効率性（総交付予定額を法定耐用年数の累計CO₂削減量で除した値）が、**25万円/t-CO₂**を超える部分については、個別の交付対象事業の交付率等によらず交付対象経費から除外する。
- ⑤ 法定耐用年数を経過するまでの間、対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果をJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- ⑥ 太陽光発電等か蓄電池いずれか1つ以上**必須**とする。
- ⑦ 太陽電池、蓄電池、充電設備などのうち2つ以上実施すること。
- ⑧ 沖縄県、那覇市は、再エネを**1MW**以上、その他の市町村は**0.5MW**以上導入必須です。
- ⑨ 地方公共団体実行計画（事務事業編・**区域施策編**）を策定若しくは改定していること、又は策定若しくは改定の予定時期の目安等が示されていること。
- ⑩ 整備する設備に係る調査・設計等や当該設備の整備に伴う付帯設備等は必要最小限度の範囲に限り交付対象に含めることとし、その交付率等は当該設備整備の交付率等と同じとする。
- ⑪ 屋根置き太陽光発電の設置を公共団体が自ら導入は対象外とする。
（PPA、リースは可能、また公共が所有する敷地面積の50%超過に導入する場合はその限りではない）

III. 交付率（一部）

- ① 太陽光発電：**1/2**（地方公共団体は事業要件⑪参考）、民間事業者**5万円/KW**、個人**7万円/KW**
- ② 蓄電池：**2/3**交付など、民間事業者と個人は**1/3**
- ③ 電気自動車・PHEV自動車、**蓄電×1/2×4万円/kWh**以内、カーシェアEV**100万円/台**（PHEV**60万円/台**）、EVバスとEV清掃車は**1/2**
- ④ 充電設備：充放電設備・充電設備**1/2**、外部給電器**1/3**
- ⑤ 水素等関連施設：**2/3**
- ⑥ 自営線・BEMS（エネルギーマネジメントシステム）：**2/3**
- ⑦ 太陽熱・バイオマスなど：**2/3**
- ⑧ ZEB：新築『ZEB』**1/2**、NearlyZEB**1/3**、ZEB Ready以下**1/4**、既存全て**2/3**（民間新築1万㎡未満で既存2千㎡未満、地方公共団体は面積要件なし）**上限5億円/棟/年**、2000㎡未満は**上限3億円/棟/年**
- ⑨ 水素等利用設備：**2/3**
- ⑩ 高効率空調機、換気扇、調光LED、給湯器など：**1/2**（条件有り）
- ⑪ ZEH+（NearlyZEH+）：**100万円/戸**
ZEH（NearlyZEH、ZEH Oriented）：**55万円/戸**
- ⑫ ZEH-M：低層（3層以下）**40万円/戸**（3億円/年、複数年6億円）
中層（5層以下）**1/3**、高層（6層以上20層以下）**1/3**
※中高層は3億円/年、複数年8億円
- ⑬ 既存住宅断熱改修（ガラス・窓・断熱材・玄関ドア）：**1/3**（戸建住宅：上限**120万円/戸**、集合住宅：上限**15万円/戸**）
- ⑭ 執行事務費：定額（交付限度額の**5%以内**）

IV. 交付金スキーム

